

昭和十四年三月一日

内務省警保局長

各廳府縣長官 殿

(除東京府)

外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件取扱方
依命通牒

外國人ノ入國宿泊居住等ニ關シテハ大正七年一月二十四日省令第一
號外國人入國ニ關スル件及明治三十二年七月八日省令第三十二號宿
泊届其ノ他ノ件ニ依リ取締リ來リタル處其後國際情勢ノ變遷複雑化
ニ伴ヒ今日ニ於テハ實情ニ即セサル點多ク外事警察執行務上不都合
ノ點アルヲ免レサルヲ以テ今般關係省令改廢相成候條之カ取扱方ニ
關シ左記各項ヲ考慮シ本令公布ノ本旨ヲ徹底スルニ努メラレ度
追而新省令ニ於テハ舊省令第五條(所謂省令除外者)ニ該當スル
規定存セサルモ(但シ船員ニ關シテハ別ニ規定アリ)右ハ外國大

公使館館員中ノ一部ノ者、領事館館員等ニ對シ今後必要ニ應シ相
手國ニ對スル報復手段トシテ本令ヲ適用スルコトアルヘキコトヲ
留保センカタメニシテ實際上ノ取扱ハ從前ト何等變ル處ナク所謂
省令除外者トシテ取扱相成度

記

一 外國人搭乗船舶入港シタルトキハ所轄警察官吏ハ該船舶ニ赴キ搭
乗外國人ニ就キ必要ナル査閲ヲ爲スコト、航空機ニ依リ涉及スル
外國人ニ就キ亦同シ（以下之ニ倣フ）

二 旅券其ノ他ノ査閲ハ原則トシテ各寄港地ニ於テ乗客全部ニ對シ執
行スヘキモノナルモ煩雜ヲ省キ且其ノ實效ヲ收ムル爲概ネ左記ニ
依リ査閲ヲ爲スコト但シ單ニ寄港スルニ止マリ本邦ニ上陸セサル
コト明ナル者ニ對シテハ特ニ容疑ノ點ナキ限り之ヲ省略スルコト
（1）容疑外國人ニ對シテハ最モ嚴密ニ、初回ノ下船者ニ對シテハ比
較的詳細ニ査閲シ、既ニ他港ニ於テ上陸ノ際査閲ヲ了シ別段容

疑ノ點ナキ者ニ對シテハ之ヲ簡略スルコト

(四) 査閱ヲ了シタル者ニ對シテハ其ノ旅券又ハ國籍證明書等ニ別記

第一號格式ニ依ル証印ヲ押捺スルコト

外國大使、大公使館職員、外國領事官、領事館職員ニ其ノ家族ト雖モ特ニ著名ナル者ノ外査閱ノ際之ヲ撰拔除外スルハ却ツテ煩雜ナルヲ以テ他ノ乗各ト共ニ等シク査閱ヲ爲シ其ノ除外者ナル證明ヲ得タル後之ヲ省略スルコトトシ其ノ携有スル旅券等ニハ一般乗各ト同様証印ヲ與フルコト但シ蘇聯邦大使館職員、領事館職員ノ他蘇聯邦官吏等ニ就キテハ其ノ官職、氏名、年齢ニ就キ査閱ノ除檢官ニ取調ベ（氏名ハ必ズ原字ニテ）ノ上書面ニテ申通報シ、又上陸地ヨリ目的地ニ向ケ出發シタルトキハ關係廳府縣ニ其ノ出發日時、參考事項等即報スルコト

大公使館、領事館ノ僕婢等ハ容疑ノ點ナキ限り職員ニ準ジ取扱フ爲スコト

四 前二號ノ査問ニ當リテハ苟クモ調査粗漏ノ爲不良ノ徒輩或ハ帝國ノ利益ヲ害スル虞アルガ如キ者ヲシテ本邦ニ上陸セシムルガ如キコトナキ候努ムルハ固ヨリ他面現下ノ國際情勢ニ鑑ミ善良ナル外國人ヲ可及的多數誘致シ以テ帝國本然ノ姿ヲ廣ク世界ニ認識セシムルハ極メテ緊要ナルヲ以テ之等外國人ノ取扱ニ關シテハ劃一的弊ニ陥ルガ如キコトナク履殿具ノ宜敷ヲ待以テ國家防衛ノ完璧ヲ期スルト共ニ帝國ニ對シテ行意ヲ有スル外國人ヲシテ帝國官憲ノ取扱ニ對シ煩瑣嫌惡ノ念ヲ抱カシメザル候細心ノ注意ヲ拂フコト

五 本令中ノ「國籍證明書」ハ其ノ名稱ノ如何ニ不拘當該本人ガ旅券ヲ受ケ得ザリシ正當ノ理由アル場合所屬國相當官憲ニ於テ其ノ旅行ノタメニ行先地ヲ明記シテ之ヲ發給シタルモノナルコトヲ要スルコト

六 特許ハ入國及通過ノ二種ニ限定シタルヲ以テ苟クモ本邦ニ上陸セシムルガタメニハ假令埠ニ市内見物又ハ買物等ノ爲一時上陸スル場合

ニ於テモ形式的要件トシテ査證アル旅券ヲ所持スルカ又ハ通過特許ヲ受クルコトヲ要ス後ツテ從來ノ一時上陸特許ハ之ヲ認メザルコト

七 入國特許證又ハ特許證印ニハ二十九日ヲ超ヘザル範圍ニ於テ本人ノ申立ニ應ジ相當日數ヲ指定スルコト但シ外國人入國特許及滯邦許可ヲ同時ニ顯出デタルトキハ滯邦許可書指定日數ト同一ノ日數ヲ入國特許證又ハ特許證印ニ指定スルコト

八 第六條末項、第七條第一項及第二項中ノ「本邦ヲ通過スル外國人」トハ通過査證ヲ經タル者、通過特許ヲ受ケタル者、通過ト記入セラル航路證明書ヲ所持スル者ヲ指ス

九 第七條第二項中ノ「本邦ニ入國スル外國人」トハ入國査證ヲ經タル者、入國特許ヲ受ケタル者、入國ト記入セル航路證明書ヲ所持スル者ヲ指ス

一〇 入國特許ヲ受ケタル外國人ニシテ滯邦許可ヲ顯出ヅル者ニ對シテ

ハ必要ニ應ジ身元引受書ヲ徴スルコト

一 帝國官憲ニ於テ招致シタル外國人ニシテ特ニ當該官憲ヨリ滯邦日數ニ關シ便宜供與方申越アリタル者ニ就キテハ上陸ノ際適宜三十日以上ノ滯邦期間ヲ指定シ令第七條ノ規定ヲ適用セザルコト

一 滯邦許可證ニハ別記第二號様式ニ依リ一年ヲ超ヘザル範圍ニ於テ本人ノ申立ニ應ジ相當日數ヲ指定スルコト

一年以上ノ滯邦希望者ニ對シテハ特別ノ事情ナキ限り指定日數ヲ一年トスルコト

一 居住届出制度ハ在留外國人取締ノ基本ヲ爲スベキモノナルニ不拘從來勅モスレバ有名無實ニ流レタルノ弊アリテ外事警察執行務上支障夥カラザリシヲ以テ爾今之ガ徹底的勸行ニ努ムルコト但シ本制度ハ制裁ヲ目的トスルモノニ非ザルヲ以テ苟クモ來件又ハ在留外國人ヲシテ法ノ不知ニ依ル違反行爲ナカラシメンガ爲其ノ管内在住外國人ニ對シ豫メ省令ノ趣旨ヲ周知徹底セシメ置クコト

第九條ノ規定ニ違反シタル外國人ノ檢査ニ際シテハ當分ノ間（本年中一豫メ内務大臣ニ稟議スルコト

一四令第九條ノ居住移出ニ關スル規定ハ六十日以上滯邦スル凡テノ外國人ニ適用アルモノナルヲ以テ冰テル、アバート等ニ居住スル者ト雖モ之ヲ除外セザルコト

一五令第九條第三項ノ移轉届ハ別記第三號様式ニ依ラシムルコト

一六令第九條第三項ノ移轉ニ關スル規定ハ帝國内ニ於テ一時的旅行（避暑、避寒ヲ含ム）ヲ爲シ再ビ歸來スル場合ニハ之ヲ適用セザルコト

一七令第十條ノ外國人居住登録簿ハ別記第四號様式ニ依リ作成スルコト

一八居住移出ヲ爲シタル外國人轉居住シタルトキハ前居住地所轄警察署長ハ移轉先所轄警察署長ニ當該外國人居住登録簿ヲ送附スルコト

一九〇一年十一月第一項ノ居住證明書交付ノ請求ハ別記第五號様式ニ依ラシムルコト

ニ〇居住證明書ハ別記第六號様式ニ依リ作成スルコト

本證明書ハ従前ノ居住登録簿本又ハ抄本ニ代ルベキモノニシテ居住ノ事實ヲ證明スルニ止マルヲ以テ之ヲ他ニ利用スルコトヲ認メザルコト

ニ一令第十二條ノ旅行證明書ハ別記第七號様式ニ依ルコト

ニ二令第十二條ノ旅行證明書ハ旅券ニ代ルベキモノナルヲ以テ神州團、支那ノ如ク帝國ト旅券相互廢止關係ニ在ル國民ニ至シテハ其ノ必要ナキ理ナルモ便宜上神州國人ニシテ支那ニ旅行シ又ハ支那人ニシテ神州團ニ旅行セントスル場合ハ本條ニ準ジテ旅行證明書ヲ發給スルコト但シ同條第三項ノ手数料ハ之ヲ徵收セザルコト

ニ三入國特許手数料ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書一部ニ付二十四、通過特許手数料ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之

- ニ代ルベキ證明書一部ニ付十圓宛徴收スルコト。但シ証券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セザル者ニ就キテハ各人別トスルコト
- 入國又ハ通過特許手数料ハ歐洲國人及支那人ニ對シテハ之ヲ徴收セザルコト
- 滯邦許可手数料ハ假令夫婦トモモ總テ各人毎ニ之ヲ徴收スルコト
- ニ四 令第十七條第一項ニ依リ居住地所轄警察署長外國人ノ出國届ヲ受メシタルトキハ其ノ廳府縣ニ於テ當該外國人ノ上陸地、前住地其ノ他ノ關係廳府縣ニ通報スルコト
- ニ五 地方長官令第十八條ニ依リ外國人ニ退去ヲ命ズル場合ハ該メ内務大臣ニ稟議スルコト
- ニ六 退去命令書ハ別記第八號様式ニ依リ之ヲ本人ニ交付シ受領書ヲ徴スルコト
- ニ七 退去處分ハ刑罰ニ非ザルヲ以テ退去受命者ニ對シテハ國威ヲ損傷

セザル節團ニ於テ相當ノ保障ヲ與ヘ且退去ニ際シテハ退去命令ヲ
發シタル應府縣及退去途ノ經過地關係府縣ニ於テハ遞次警察官
吏ヲ附シテ監視ヲ爲スコト

二八退去受命者帝國領土ヲ退去シタルトキハ其ノ乘船地（航空機ニ依
リタルトキハ最後ノ出發地）所轄地方長官ニ於テ本省館ニ退去命
令ヲ發シタル應府縣ニ即報スルコト

二九退去受命者天災や病其ノ他ノ事故ニ依リ退去命令書ノ條件ニ從フ
コト能ハザルトキハ内務大臣ニ稟伺シ指揮ヲ受ケテ措置スルコト
三〇退去受命者ハ寄港地ニアリテハ事情止ムヲ得ザルモノ、外ハ上陸
セシメザルコト

三一退去受命者期限内ニ退去セズ又ハ退去命令書ノ條件ニ違反シタル
トキハ相當ノ措置ヲ爲シ内務大臣ニ稟伺シ指揮ヲ受クルコト

DECLASSIFIED E.O. 11652, Sec 3(E) and 5(D) or (E) NND# 760050

別記第一號様式

入 國
14-5-1
廳 府 縣

PERMITTED
FOR ENTRANCE

青
色

入 國ノ 除 押
捺 スヘキモノ
4cm

通 過
14-5-1
廳 府 縣

PERMITTED
TO TRANSIT

青
色

通 過ノ 除 押
捺 スヘキモノ

禁 止
14-5-1
廳 府 縣

UNPERMITTED

赤
色

入 國 (通 過)
禁 止ノ 除 押 捺
スヘキモノ

注意

一日付ハ廻轉シ得
ル様装束スルコト

0.8cm
2.1cm

別記第二號様式

第 號

滯邦許可書

滯邦許可期間

至昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

國籍

居住所

名

年 齡

注

職 業 級 柄 氏

本人同件家族

上記ノ通り滯邦スルコトヲ許可ス

昭和 年 月 日

府 縣 知 事 ()

注意
滯邦許可期間満了後引續キ滯
邦セントスル外國人ハ期間満
了十日前に居住外ハ在地方長官
ニ滯邦期間延長ノ許可ヲ出ツベシ

別記第三表様式

移 轉 届

昭和 年 月 日

廳府縣 省 察 者 長 殿

届 出 人 自 署

下記ノ通り及御届候也

新 居 住 所	前 居 住 所	移 轉 年 月 日	國	職	業 績 柄	氏 名	生 年 月 日 性	本 人	同 伴	永 族

日本標準規格B5

府 縣	邦 許 可 證	期 間 及 種	滯 邦 許 可	退 邦 年 月 日	渡 來 年 月 日	家 向 本				第 號		
						4	8	2	1		人	
至 昭 和	至 昭 和	至 昭 和	至 昭 和								國 籍	第 號
年	年	年	年								職 業	
月	月	月	月	退 却 地	上 陸 地						業 績	氏 名
日	日	日	日								柄	
	昭 和		寫								居 出 年 月 日	生 年 月 日 性
月	年		真									
日	撮 影											

別記第四號様式

別記第五號様式

昭和 年 月 日 居住證明書下附願

印 收 紙 入

應府縣 警察署長殿

願出人自署

下記居住證明書御下附相成度寫真相添此段及御願候也

國 籍

氏

名

年

齡

姓

職 業

居住届出年月日

居 住 所

滞邦許可期間

滞邦許可應府縣

注 意
寫 眞 最 近 六 月 内 ニ 撮 影 シ タ ル
正 面 照 半 身 像 (5 X 6 c m 形 ニ シ テ)
台 紙 ニ 貼 付 セ ザ ル モ ト ス

日本標準規格 B 5

別記第六號様式

第 號

居住證明書

(印 契) 真 寫		國	氏	名	年	齡	性
		籍					
職	業	居住届出年月日					
居	住	所					
滯	邦	自	至				
許	可	昭	和				
期	間	年	年				
		月	月				
		日	日				
		滯邦許可廳府縣					

上記ノ通り居住スルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

廳府縣 警察署長

日本標準規格 B 5

(印 契)

注 意 (1) 本證明書ハ滿洲國支那旅行ニ限り有効トス (2) 本證明書ノ有効期間ハ發給ノ日ヨリ六 月トス (3) 本證明書ニ偽スル查證ハ入關ニ 同級リ有効ニシテ且本證明書ノ失効 ト共ニ無効トナルモノトス	上記ノ通り證明ス 昭和 年 月 日 廳府縣 警 察 署 長 印	真 實 族家伴同 人本		居 住 所 職 業 職 柄 氏 名 年 齡 生	旅 行 ノ 目 的 國 籍	旅 行 先 旅 行 期 間 自 昭 和 年 年 至 昭 和 年 年 月 月 日 日	第 號 滿 洲 國 旅 行 證 明 書
	昭和 年 月 日	職 業 職 柄 氏 名 年 齡 生	國 籍	旅 行 期 間 自 昭 和 年 年 至 昭 和 年 年 月 月 日 日	第 號 滿 洲 國 旅 行 證 明 書		

別記第八號様式

日本標準規格 B5

第 號 退去命令書

居住所

國 籍 職 業 氏 名 年 令 性

内務省令第六號外國人ノ入國滞在及退去ニ關スル件第十八條ニ依
リ下記ノ條件ニ從ヒ帝國領土外ニ退去スベキコトヲ命ズ

記

(1) 退去期限 昭和 年 月 日

(2) 通過スベキ経路

(3) 退去スベキ港湾名 昭和 年 月 日

府 縣 知 事 印

注

意

- (1) 天災疾病其ノ他ノ事故ニ依リ上記ノ條件ニ從フコト能ハザルトキハ過期ナク其ノ事由ヲ最寄署長ニ届出ツベシ
- (2) 本命令書ヲ失ハシタルトキハ速ニ最寄署長ニ届出ツベシ
- (3) 退去スベキ港ニ至リタルトキハ本命令書ヲ所屬官長ニ提出スベシ

Enclosure No. 9 to Memorandum of June 26, 1946, from the American Embassy at Mexico City.

機密

米三機密合第六七一號

昭和十四年六月八日

外務大臣 有田 八

在「メキシコ」
總領事代理 花見安太郎 殿



21 JUL 1939

別紙添附

外交官・領事官及其ノ家族・從者等ニ對スル
 外國人ノ入國・滞在及退去ニ關スル内務省令
 ノ適用除外ノ件

本件ニ關シ外務・内務兩省協議ノ上内務省警保局長ヨリ内地各廳
 府縣長官宛別紙寫ノ通通牒シタルニ付右様御了知相成度此段申進
 ス

追テ一般外國ト「ソ」聯邦トノ間ニ區分ヲ設ケ居ルコトハ外部
 ニ對シ秘密ニセラルル様御注意相成度右御含迄ニ特ニ申添フ

外務省

Regulations Issued for the Enforcement of the Decree of April 13, 1939, re: the Entry, Residence and Departure of Aliens from Japan, with Certain Exceptions.

本信送付先
本信寫送付先

在外各公館長
拓務次官・關東州廳長官

外
務
省

警保局外發甲第四四號

昭和十四年六月二日

内務省警保局長

各廳府縣 長官殿

外交官等所謂省令除外者ノ範圍ニ關スル件

外交官領事官及其ノ家族從者等ニ對シ入國令ヲ適用セザルノ件ニ關シテハ本年三月一日付外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件取扱方依命通牒ノ通りナルモ其ノ範圍ニ關シ今般外務省トモ協議ノ結果左ノ通り決定致候條御了知相成度

追而我國ヨリ派遣シタル外交官等ニ對スル待遇ガ我方ノ待遇振リト異ナル國ノ者ニ對シテハ可成相互的ノ取扱ヲ爲ス様漸次改正ノ方針ニ有之爲念

記

甲一般外國

- (一) 在本邦外國大使館、領事館（名譽領事館ヲ含ム）關係者
 - (1) 大使、羅馬法王使節、參事官、書記官、商務官、總領事、領事、副領事、外交官補、領事官補、通譯官
 - (2) 大使館附武官、同補佐官
 - (3) 以上イ、ロ、ノ者ノ妻、子及同居ノ近親者
 - (4) 書記生、通譯生、主事、錄事、秘書、事務員、タイピスト等ノ智的勞務者並ニ其ノ妻、子
 - (5) 守衛、遞轉手、小使、雜役婦等ノ傭人並ニ家庭教師、嫁母、料理人、僕婢等館長及館員ノ從者ニシテ館内又ハ主人ノ邸内ニ居住ノ者
- (二) 第三國ニ駐在スル前記(一)ノイ、乃至ホ、ニ該當スル者
- (三) 政府事務官、貿易事務官並ニ其ノ妻、子
- (四) 外國政府ノ派遣ニ依リ外交旅券ヲ携帯シテ渡來スル者並ニ其ノ妻、子及從者

(三) 傳書使

(六) 其ノ他内務、外務兩省間ニ於テ協定ノ上決定スル特種ノ外國人

乙「ソ」聯邦

(一) 大使館

(1) 大使、參事官、書記官、商務官、外交官補、通譯官、陸海軍武官、全補佐官並ニ其ノ家族

(2) 書記生、通譯生、陸海軍武官ノ秘書並ニ其ノ家族ニシテ大使館構内ニ居住ノ者

(3) 書記、通譯、録事、主任、副主任、事務員、タイピスト等ノ智的勞務者並ニ其ノ家族ニシテ大使館構内ニ居住ノ者

(二) 領事館

(1) 總領事、領事、副領事、領事官補、及其ノ他館長タル者並ニ其ノ家族

(2) 書記生、通譯生並ニ其ノ家族ニシテ領事館々内ニ居住ノ者

- (ハ) 本國ヨリ赴任ノ書記、書記補、通譯、事務員、少イビスト等
ノ智的勞務者竝ニ其ノ家族ニシテ領事館々内ニ居住ノ者
- (三) 第三國ニ駐在スル前記乙(一)(二)該當者
- (四) 傳書使
- (五) 其ノ他内務、外務兩省間ニ於テ協定ノ上決定スル特種蘇聯邦人